

第3弾「マイナンバーを、きちんと受け取って活用するために」

あなたのマイナンバーは、平成27年10月以降に送付されます。
4つのポイントを確認して確実に受け取り、有効に利用しましょう。

POINT 1

住所確認

原則として、マイナンバーは住民票の世帯ごとにお送りします。
住民票の住所と異なる場所にお住まいの方は、受け取ることができない可能性がありますのでご注意ください。

POINT 2

書留の中身を確認

マイナンバーは簡易書留で届きます。以下の3つが入っているか確かめましょう。
 マイナンバーの「通知カード」 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
 説明書
※通知カードは、個人番号カードを渡す際に使用しますので大切に保管してください。

POINT 3

個人番号カードを申請

個人番号カードを申請しましょう。申請方法は主に2通りあります。

- ① 郵送で申請
個人番号カードの申請書にご本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ
- ② オンラインで申請
スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請

POINT 4

個人番号カードを受け取る

平成28年1月以降、ご本人が市町村の窓口で受け取れます。
無料で受け取れますが、その際には、以下の3つが必要となります。

- ① 大切に保管していた「通知カード」
- ② 個人番号カードの準備ができたことを知らせる「交付通知書」
- ③ 運転免許証などの本人確認書類
※受け取る際、オンラインでの本人確認などに使う「パスワード設定」が必要になります。

個人番号カードとは、マイナンバーを記載した書類の提出や、さまざまな本人確認の場面で利用できるカードです。市町村に申請することで、平成28年1月以降に交付されます。

- マイナンバーを記載した書類を提出する際、通知カードなど番号が正しいことを確認するため、書類の提示を求められますが、通知カードだけでは法律上義務付けられている本人確認は完了せず、運転免許証などの書類を用意する必要があります。
- マイナンバーが記載された個人番号カードなら、顔写真があるので本人確認が1枚で完了します。



【表面】氏名、住所、生年月日、性別、本人の写真



【裏面】マイナンバーなどが記載、ICチップ搭載

※住基カードは有効期限まで利用できますが、個人番号カードとの重複所持はできません。
※カードのデザインは、現在検討中です。

【担当】総務課 管財係
住民福祉課 住民係